

堺市地域型保育事業運営補助金の制度について

1. 運営補助の項目

(1) 保育士配置改善費

対象施設種別	小規模保育事業、事業所内保育事業
補助要件	設備・運営基準条例に規定されている保育士の数のうち、1歳児5人につき1人の配置を実施していること
補助対象経費	公定価格の交付基準を超えて支出する人件費 (ただし、当該職員が公定価格の配置基準、加算部分に該当せず、かつ他の補助金の対象となっていない保育士につき充当可能とする。)
補助金額(上限)	各月初日に在園している1歳児数 × 13,500円 × 月数

(2) 利用前検診費

対象施設種別	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業
補助要件	翌年度4月からの新規利用子どもを対象として、嘱託医が施設で検診を実施するか、各保護者において嘱託医への外来検診を受診させ、安心安全な保育を提供すること
補助対象経費	嘱託医(嘱託歯科医を含む。)を委嘱して、新規利用子どもの健康状況把握のための利用前検診を実施するのに要する経費
補助金額(上限額)	年額28,000円

(3) 医療的ケア専任看護師等雇用費

対象施設種別	重症心身障害児対応の児童発達支援事業所を併設した医療的ケア児対応の小規模保育事業
補助要件	医療的ケアを必要とする利用子どもの医療的ケアに専任する看護師又は准看護師(以下「医療的ケア専任看護師等」という。)の配置を常勤職員又は常勤換算で1人以上実施していること
補助対象経費	医療的ケア専任看護師等の雇用に要する人件費
補助金額(上限額)	月額440,800円

2. 主なスケジュール（令和5年度）

- ・ 12月12日 交付申請書等提出締め切り
- ・ 3月末頃 実績報告書提出締め切り
- ・ 4月中旬～下旬 補助金支払い

（※事務の進行状況等により、上記スケジュールが変更される可能性がありますので、ご了承ください。）

3. 留意点

- 補助金額は、1の算定基準により算定した額と補助対象経費に係る実支出額を比較していずれか少ない方の額とします。
- 1（1）の保育士配置改善費については、「職員配置確認ファイル」において必要な職員配置が確保されているか確認を行います。その結果、要件に適合しない月については、補助金の対象とはなりません。
- 1（2）の利用前検診費について、保護者が嘱託医を外来受診した場合、保護者が料金を支払うのではなく、地域型保育事業者から嘱託医に検診費を支払ってください。（保護者が立て替えた検診費を、地域型保育事業者が補てんしないようご注意ください。）

【参考】 ※交付申請時は提出不要です。

1（2）の利用前検診費については、実績報告時に嘱託医からの領収書、賃金台帳等の写しをご提出いただくこととなります。

また、連携施設で利用前検診を受診し、連携施設に対し検診費を支払う場合は、連携施設から領収書を受領してください。

なお、領収書が発行されていない場合は、請求書と振込日時、振込先及び振込金額がわかるもの（銀行の振込票・インターネットバンキングの明細等）の写しのご用意をお願いいたします。

※領収書等の日付については、3月末日までのもののみ有効とさせていただきますのでご注意ください。

※領収書、賃金台帳等の写しに原本証明は不要です。